

(第44号議案)

中野区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年中野区条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間（第14条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつてこの条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、勤勉手当、期末手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2条の2～第17条の3 (略)</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第17条の4 (略)</p> <p>2 第9条、第10条及び第19条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p><u>3 第9条、第10条、第10条の3、第11条の2及び第19条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p><u>4 第6条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には適用しない。</u></p> <p>第18条～第19条の3 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年中野区条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間（第14条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつてこの条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、勤勉手当、期末手当、<u>寒冷地手当</u>及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2条の2～第17条の3 (略)</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第17条の4 (略)</p> <p>2 第9条、第10条、<u>第10条の3、第19条の3及び第19条の4</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員<u>及び任期付短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p><u>3 第6条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。</u></p> <p>第18条～第19条の3 (略)</p> <p><u>(寒冷地手当)</u></p> <p><u>第19条の4 職員のうち11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）において寒冷の地域で任命権者が定めるもの（以下「寒冷地」という。）に在勤する職員には、寒冷地手当を支給する。</u></p>

<p>第20条～第21条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第8 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)</u></p> <p>2 <u>地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年中野区条例第37号)の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>附則第2条第8項中「、第10条の3、第19条の3及び第19条の4」を「及び第19条の3」に改める。</u></p>	<p>2 <u>寒冷地手当の月額は、基準日における寒冷地に所在する公署として任命権者が指定するものに対応する職員の世帯等の区分に応じ、17,800円を超えない範囲内で任命権者が定める額とする。</u></p> <p>3 <u>寒冷地手当の支給を受ける者の範囲、支給額その他寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会の承認を得て定める。</u></p> <p>第20条～第21条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第8 (略)</p>
---	--

【附則第2項関係】地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(中野区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 中野区職員の給与に関する条例第9条、第10条及び第19条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>9 (略)</p> <p>第3条～第22条 (略)</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(中野区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 中野区職員の給与に関する条例第9条、第10条、<u>第10条の3、第19条の3及び第19条の4</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>9 (略)</p> <p>第3条～第22条 (略)</p>